

## 第4章 進路指導に関する規程

### I 進路活動に関する規程

(目的)

第81条 この規程は本校生徒に対して学習意欲の高揚と適切な進路決定に資する目的で定める。

(進路活動の条件)

第82条 (削除)

(推薦後及び就職内定後の違反等)

第83条 推薦後及び就職内定後、上記第80条の各条件に違反した場合には、進路指導委員会で審議し、校長を通じて合格先へ報告することもある。あるいは、校長が当該生徒に対して、辞退を勧告することもある。

(推薦合格及び就職決定の変更)

第84条

- 1 企業等への採用内定後に正当な理由なく辞退した場合は、原則として学校は他の会社等への再推薦はしないものとする。
- 2 推薦合格した大学、短大等について、正当な理由なく入学を辞退した場合は、原則として再推薦はしないものとする。

第85条 その他、必要事項については、進路指導委員会で審議し職員会議で決める。

附則 この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附則 この規程は、令和5年11月20日から施行する。

### II 大学、短大等への推薦入学に関する規程

(推薦基準と条件)

第86条 大学、短大等への推薦を希望する者は、次の各項の条件を満たさなければならない。ここでいう大学、短大等とは、四年制大学、短期大学、大学校、専門学校やそれに準ずる学校を指す。専門学校については進学推薦委員会を通さず、当該生徒の学級担任と進路指導部で内規に則って確認をしたうえで出願することができる。但し、特待生推薦や競合する場合は進学推薦委員会で審議する。

#### 1 学業成績について

- (1) 志望校の基準にかなっていること。
- (2) 志望校が推薦基準を示していない場合においては、大学、短大等は評定平均3.0以上であることを原則とする。
- (3) 海洋、水産系高等学校専攻科を希望する者は、評定平均4.3以上の成績とする。
- (4) 未修得単位がある者は、審議の対象とする。

#### 2 勤怠状況について

- (1) 生活態度が良好であること。
- (2) 各学年をとおして、無届欠席3回以下、SHR遅刻6回以下、無届欠課5回以下であること。但し、学年進行とともに改善がみられる者、遅刻の理由に「届出」等の正当性が認められる者については、進学推薦委員会に諮ることができる。

#### 3 懲戒指導について

過去に懲戒指導を受けた者でもその後改善がみられる場合、進学推薦委員会に諮ることができる。

#### 4 専願及び併願について

推薦校は1人につき1校とする。ただし、推薦した大学等が不合格になった場合、または、当該大学等が併願を認める場合はその限りではない。また、就職の推薦との併願も認めない。

(推薦の申請及び手続)

第87条 推薦の手続は以下の通りとする。

- (1) 推薦希望者は所定の「進学承諾書」及び「進学申込書」を、保護者連名の上、進路指導部への提出・確認後、担任に提出する。
- (2) 担任は条件を確認し、該当する場合には必要書類を作成し、進路指導部に提出する。

- (3) 進路指導部主任は、必要な資料を進学推薦委員会に提出する。
  - (4) 同一校への推薦で順位を決める必要のある場合は、進学推薦委員会で決める。
  - (5) 進学推薦委員会は審議の上、委員会案をまとめ、職員会議で承認を得る。
- (既卒者の推薦)

**第88条** 大学等及び専門学校への推薦は原則として在校生を優先する。在校生の希望がない場合に限り、既卒者の推薦を審議の対象とすることができる。

附則 この規程は、令和5年4月1日より施行する。

### Ⅲ 就職活動に関する規程

(就職活動の条件)

**第89条** (削除)

(就職の申請および手続)

**第90条** 就職を希望する者は以下の手続を取る。

- 1 本人と保護者との連名捺印により、所定様式の就職承諾書を添え、担任へ提出する。
- 2 担任は進路指導部を通して学校長に申請する。

附則 この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附則 この規程は、令和5年11月20日から施行する。

### Ⅳ 進学及び就職試験島外受験者に関する規程

**第91条** 進学及び就職のため島外へ渡航しようとする者の手続きは以下の通りとする。

(受験渡航手続)

- 1 渡航希望者は『進学及び就職試験のための旅行許可願』を記入して、進路指導部へ提出する。
- 2 進路指導部は日程等を確認のうえ旅行許可を与える。確認後、生徒は上記旅行許可願を学級担任へ提出する。
- 3 進路指導部の許可を以て校長の許可に替える。

(繰り上げ考査または追考査)

**第92条** 進学及び就職のため正規の卒業試験、定期考査、その他成績の評価に関する試験等を受験できない者は、学級担任及び教科担当者に申し出て、繰り上げ考査または追考査のどちらか一方を受験するものとする。

(受験に伴う出席停止の取扱)

**第93条** 進学及び就職試験のための島外渡航者の出席停止日数は、原則として次のとおりとする。

- 1 県内は、受験日数と前後各1日以内 (1日+受験日数+1日)
- 2 県外は、受験日数と前後各2日以内 (2日+受験日数+2日)

附則 この規程は、平成30年4月1日より施行する。